

新旧対照表（ 「我が国への貢献」に関するガイドライン ）

改正後	改正前
<p>本ガイドラインは、従来未公表であった、永住許可の「我が国への貢献」に関する基準について可能な範囲で示したものである。今後も関係各方面の意見を聴きつつ更なる許可要件の緩和、明確化・透明化について検討し、本ガイドラインの改訂を図っていくこととする。</p> <p style="text-align: center;">「我が国への貢献」に関するガイドライン</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、5年以上において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。</p> <p>1, 2 省略</p> <p>3 経済・産業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の経営におおむね3年以上従事している者又はかつてこれらの企業の経営におおむね3年以上従事したことがある者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者</u> ○ <u>日本国内の企業の経営におおむね3年以上従事したことがある者で、その間に継続して1億円以上の投資を行うことにより我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者</u> ○ 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の管理職又はこれに準ずる職務におおむね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者 ○ 我が国の産業の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者 例：グッドデザイン賞（財団法人日本産業デザイン振興会主催）の大賞又は特別賞 ○ 先端技術者、高度技術者等としての活動により、我が国の農林水産業、工業、商業その他の産業の発展に多大な貢献があった者 ○ <u>IoT 又は再生医療等の「成長分野」の発展に寄与するものとして事業所管省庁が関与するプロジェクトにおおむね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者</u> <p>4～8 省略</p> <p>※申請に際しての注 省略</p>	<p>本ガイドラインは、従来未公表であった、永住許可の「我が国への貢献」に関する基準について可能な範囲で示したものである。今後も関係各方面の意見を聴きつつ更なる許可要件の緩和、明確化・透明化について検討し、本ガイドラインの改訂を図っていくこととする。</p> <p style="text-align: center;">「我が国への貢献」に関するガイドライン</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、5年以上において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。</p> <p>1, 2 省略</p> <p>3 経済・産業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の経営に概ね3年以上従事している者又はこれにかつてこれらの企業の経営に概ね3年以上従事したことがある者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者 (新設) ○ 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の管理職又はこれに準ずる職務に概ね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者 ○ 我が国の産業の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者 例：グッドデザイン賞（財団法人日本産業デザイン振興会主催）の大賞又は特別賞 ○ 先端技術者、高度技術者等としての活動により、我が国の農林水産業、工業、商業その他の産業の発展に多大な貢献があった者 (新設) <p>4～8 省略</p> <p>※申請に際しての注 省略</p>

